労働者災害補償保険事業年報及び主な用語の説明

1　労働者災害補償保険事業年報の大要

労働者災害補償保険事業年報（以下、「年報」という）は、労働者災害補償保険制度の沿革、労働者災害補償保険法関係法令改正の経過及び労災保険給付データ等を掲載し、毎年一回公表しているものである。

このうち、労災保険給付データは、厚生労働省労働基準局労災保険業務課、都道府県労働局及び労働基準監督署等で作成する、適用状況、保険料徴収状況、保険給付支払状況、年金受給者数、その他の各種データを一元的に集計している。

2　主な用語の説明

この年報で用いている主な用語は次のとおりである。

(1) 適 用 関 係

イ　適用事業場数

労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の数をいう（労働者災害補償保険法（以下、「労災法」という）第３条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下、「徴収法」という）第３条参照）。

ロ　適用労働者数

労災法の適用を受ける事業に使用される労働者で賃金を支払われる者のほか、特別加入者（労災法第３３～３６条参照）を含む数をいい、労働保険料の納付等の際に事業主等から申告された常時使用労働者数及び特別加入者数の合計である。

なお、継続事業の一括により複数の適用事業を一括して保険関係を成立させている場合は、被一括事業の所在地に関わらず指定事業の労働者数として計上される。（一方、給付にかかる計数は、被一括事業の所在地の都道府県に計上されるので留意のこと。）

ハ　継 続 事 業

次に述べる有期事業以外の事業、すなわち、事業の期間が予定されていない事業をいう。

なお、事業主が同一である二以上の継続事業が一定の要件に該当し厚生労働大臣から認可を受けた場合、これらの事業の保険関係を一括する制度がある（徴収法第９条参照）。

ニ　有 期 事 業

事業の期間が予定される事業、すなわち、事業の性質上一定の予定期間に所定の事業目的を達成して終了する事業をいう。

なお、一定の要件を具備する二以上の小規模の有期事業は一の事業とみなし、一括有期事業と呼び、継続事業と同様に取り扱われる（徴収法第７条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(以下、「徴収則」という）第６条参照）。

(2) 保 険 料 関 係

イ　徴収決定済額

適用事業の事業主からの申告、または、政府の決定による労働保険料のうち労災保険に係る額をいう。

ロ　収 納 済 額

前記イの徴収決定済額に対し適用事業の事業主から納付があり、これを政府が収納した労働保険料のうち労災保険に係る額をいう。

ハ　収　納　率

徴収決定済額に対する収納済額の割合をいう。その算式は次のとおりである。

（算式）

$$\text{収納率}(\%) = \frac{\text{収 納 済 額}}{\text{徴収決定済額}} \times 100$$

ニ　特別保険料

保険給付の特例として、労災保険の暫定任意適用事業で保険関係成立前に発生した業務上の傷病につき労働基準法第７５条の療養補償を行っている労働者、または通勤による傷病につき療養を必要と認められる労働者であって、事故発生当時に当該事業に使用されていたものに関して、事業主の申請によって当該傷病が保険関係成立後に発生したものとみなして保険給付を行う制度があり、この制度により保険給付を行うこととなった場合には、当該保険給付に見合う特別保険料を徴収することとしている（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１８条、第１８条の２、第１９条、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令第８条、第９条参照）。

ホ　メリット制

一定規模以上の事業については、個々の事業の災害率の高低に応じ、その事業について事業の種類ごとに定められた労災保険率（有期事業の場合は、確定保険料の額）を一定の範囲内で引き上げ、又は引き下げることとしている（徴収法第１２条第３項、第１２条の２及び第２０条参照）。

(3)　保険給付関係

イ　業　務　災　害

労働者の業務上の負傷、疾病、障害、又は死亡をいう（労災法第７条第１項第１号参照）。

ロ　複数業務要因災害

複数事業労働者（これに類するものとして厚生労働省令で定めるものを含む。）の二以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡をいう（労災法第７条第１項第２号参照）。

なお、令和５年度は給付実績が少ないため、「Ⅴ　統計表」には独立した表を掲載していないが、「Ⅲ　労働者災害補償保険事業の概況」に給付種別、件数及び金額等を掲載している。

ハ　通　勤　災　害

労働者の通勤による負傷、疾病、障害、又は死亡をいう（労災法第７条第１項第３号、第２項、第３項及び労災則第８条参照）。

ニ　複数事業労働者

負傷、疾病、障害又は死亡が生じた時点において、事業主が同一でない二以上の事業に同時に使用されている労働者をいう。

ホ　療養補償給付

労働者が業務上の事由により負傷し、又は疾病にかかって療養を必要とする場合に行われる給付で、現物給付である療養の給付が原則であるが、例外的に療養の費用の支給が行われることがある（労災法第７条第１項第１号、第１２条の８第１項第１号及び第１３条参照）。

傷病補償年金受給者に対する療養補償給付は、「傷病補償年金の受給者に係る療養補償給付」として別掲している。

労働者が通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合には、療養給付として療養補償給付と同一の内容の給付が行われる（労災法第７条第１項第３号、第２１条第１号及び第２２条参照）。

なお、実診療日数については、看護料や診断書料のみを給付する場合は当該日数に含まれない。

※　この年報において、業務災害と特に表記のない療養補償給付は、療養補償給付（業務災害）、複数事業労働者療養給付（複数業務要因災害）と療養給付（通勤災害）の合算を表している。

労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のために労働することができず、そのために休業し、賃金を受けない日の第４日目から支給される給付で、その額は、一日につき、当該労働者の給付基礎日額の１００分の６０に相当する額である（労災法第７条第１項第１号、第１２条の８第１項第２号及び第１４条参照）。

労働者が通勤による負傷又は疾病による療養のために労働することができず、そのために休業した場合には、休業給付として休業補償給付と同一の内容の給付が行われる（労災法第７条第１項第３号、第２１条第２号及び第２２条の２参照）。

※　この年報において、業務災害と特に表記のない休業補償給付は、休業補償給付（業務災害）、複数事業労働者休業給付（複数業務要因災害）と休業給付（通勤災害）の合算を表している。

ト　障害補償給付

労働者の業務上の事由による負傷又は疾病が治った場合において、身体に一定の障害が残存するときに行われる給付で、その種類には、障害補償年金と障害補償一時金がある（労災法第７条第１項第１号、第１２条の８第１項第３号及び第１５条参照）。

労働者の通勤による負傷又は疾病が治った場合において、身体に一定の障害が残存するときは、障害給付として障害補償給付と同一の内容の給付が行われる（労災法第７条第１項第３号、第２１条第３号及び第２２条の３参照）。

※　この年報において、業務災害と特に表記のない障害補償給付は、障害補償給付（業務災害）と障害給付（通勤災害）の合算を表している。

(ｲ)　障害補償年金

障害の程度が最も重い障害等級第１級から第７級までの障害を残した者に対し、その障害の存する期間支給される。給付の額は、障害等級に応じ下表のとおりである（労災法別表第１参照）。

障害等級	給　付　の　額		障害等級	給　付　の　額	
第１級	１年につき給付基礎日額の	３１３日分	第５級	１年につき給付基礎日額の	１８４日分
第２級	同	２７７日分	第６級	同	１５６日分
第３級	同	２４５日分	第７級	同	１３１日分
第４級	同	２１３日分			

なお､障害補償年金を受ける権利を有する者の請求に基づいて当該障害等級に係る前払限度額の範囲内で一定額（下表の右欄の額）が一時金で前払いされる（労災法第５９条、第６２条、労災則附則第２４項及び第３７項参照）。

障害等級	給　付　の　額	
第１級	給付基礎日額の	２００・４００・６００・８００・1,０００・1,２００・1,３４０日分
第２級	同	２００・４００・６００・８００・1,０００・1,１９０日分
第３級	同	２００・４００・６００・８００・1,０００・1,０５０日分
第４級	同	２００・４００・６００・８００・９２０日分
第５級	同	２００・４００・６００・７９０日分
第６級	同	２００・４００・６００・６７０日分
第７級	同	２００・４００・５６０日分

(ﾛ) 障害補償一時金

障害の程度が前記（ｲ）に比べて軽い障害等級第８級から第１４級までの障害を残した者に対して支給される。

給付の額は、障害等級に応じ下表のとおりである（労災法別表第２参照）。

障害等級	給　付　の　額		障害等級	給　付　の　額	
第８級	給付基礎日額の	５０３日分	第１２級	給付基礎日額の	１５６日分
第９級	同	３９１日分	第１３級	同	１０１日分
第１０級	同	３０２日分	第１４級	同	５６日分
第１１級	同	２２３日分			

また、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された障害補償年金の額及び障害補償年金前払一時金の額の合計額が、当該障害等級に応ずる一定額（下表の右欄の額）に満たない場合には、その差額が一時金で支給される（労災法第５８条及び第６１条参照）。

障害等級	給　付　の　額		障害等級	給　付　の　額	
第１級	給付基礎日額の	1，340日分	第５級	給付基礎日額の	７９０日分
第２級	同	1，190日分	第６級	同	６７０日分
第３級	同	1，050日分	第７級	同	５６０日分
第４級	同	920日分			

チ　遺族補償給付

労働者が業務上の事由により死亡した場合に、一定の範囲の遺族に対して行われる給付で、その種類には、遺族補償年金と遺族補償一時金がある（労災法第７条第１項第１号、第１２条の８第１項第４号及び第１６条参照）。

労働者が通勤により死亡した場合には、遺族給付として遺族補償給付と同一の内容の給付が行われる（労災法第７条第１項第３号、第２１条第４号及び第２２条の４参照）。

※　この年報において、業務災害と特に表記のない遺族補償給付は、遺族補償給付（業務災害）、複数事業労働者遺族給付（複数業務要因災害）と遺族給付（通勤災害）の合算を表している。

(ｲ) 遺族補償年金

労働者の死亡の当時、その収入によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、一定の年齢又は障害の要件（妻については、年齢又は障害の要件はない。）に該当する者（遺族補償年金を受けることができる遺族）がある場合に、これらの者のうち法定の順位による最先順位者（遺族補償年金を受ける権利を有する者）に対して支給されるが、その額は、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、下表のとおりである（労災法第１６条の２、第１６条の３及び別表第１参照）。

遺族の数	給　付　の　額
１　人	１年につき給付基礎日額の１５３日分 （ただし、その遺族が５５歳以上の妻又は一定の障害の状態にある妻の場合は、給付基礎日額の１７５日分）
２　人	同　２０１日分
３　人	同　２２３日分
４人以上	同　２４５日分

平成１８年３月２７日施行の石綿による健康被害の救済に関する法律（以下、「石綿救済法」という）に基づく特別遺族年金（後述参照）は、遺族補償年金に含めて集計している。

なお、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族の請求に基づいて、給付基礎日額の２００日分、４００日分、６００日分、８００日分又は1,０００日分に相当する金額のうち、遺族の希望する額が一時金で前払いされる(労災法第６０条、第６３条、労災則附則第３１項及び第４０項参照）。

(ﾛ) 遺族補償一時金

労働者の死亡の当時、遺族補償年金を受けることができる遺族がいないときは、給付基礎日額の1,０００日分に相当する額の一時金が支給される（労災法第１６条の６第１項第１号、第１６条の８第１項及び別表第２参照）。また、遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該労働者の死亡に関し支給された遺族補償年金の額及び遺族補償年金前払一時金の額の合計額が給付基礎日額の1,０００日分に満たないときは、その差額が一時金で支給される（労災法第１６条の６第１項第２号参照）。

石綿救済法に基づく特別遺族一時金（後述参照）は、遺族補償一時金に含めて集計している。

リ　葬　祭　料

労働者が業務上の事由により死亡した場合に、葬祭を行う者に対し支給される給付で、その額は、３１万５千円に給付基礎日額の３０日分を加えた額（その額が給付基礎日額の６０日分に満たない場合には、給付基礎日額の６０日分）である（労災法第７条第１項第１号、第１２条の８第１項第５号、第１７条及び労災則第１７条参照）。

労働者が通勤により死亡した場合には、葬祭給付として葬祭料と同一の内容の給付が行われる（労災法第７条第１項第３号、第２１条第５号、第２２条の５及び労災則第１８条の１１参照）。

※　この年報において、業務災害と特に表記のない葬祭料は、葬祭料（業務災害）、複数事業労働者葬祭給付（複数業務要因災害）と葬祭給付（通勤災害）の合算を表している。

ヌ　傷病補償年金

業務上の事由により負傷し、又は疾病にかかり療養補償給付を受けている労働者が、その傷病のための療養が長期化し、療養開始後１年６箇月を経過した日又はその日後においても治らず、かつ、その障害の程度が傷病等級第１級から第３級に該当する場合に、その障害の状態の存する期間支給される（労災法第７条第１項第１号、第１２条の８第１項第６号、同条第３項及び第１８条参照）。

給付の額は、傷病等級に応じ下表のとおりである（労災法別表第１参照）。

傷病等級	給付の額	
第　1　級	当該障害の状態の存する期間１年につき給付基礎日額の	３１３日分
第　2　級	同	２７７日分
第　3　級	同	２４５日分

通勤により負傷し、又は疾病にかかり療養給付を受けている労働者が、その傷病のための療養が長期化し、療養開始後１年６箇月を経過した日又はその日以後においても治らず、かつ、その障害の程度が傷病等級第１級から第３級に該当する場合には、傷病年金として傷病補償年金と同一の内容の給付が行われる（労災法第７条第１項第３号、第２１条第６号及び第２３条参照）。

※　この年報において、業務災害と特に表記のない傷病補償年金は、傷病補償年金（業務災害）と傷病年金（通勤災害）の合算を表している。

ル　介護補償給付

労働者が業務上の事由により被災し、障害補償年金又は傷病補償年金の第１級若しくは第２級（うち精神・神経障害又は胸腹部臓器障害）を受給する権利を有している者で、常時又は随時介護を要する者に対して月単位で支給される給付で、その額は、一箇月に要した介護費用の額（上限あり）である（労災法第７条第１項第１号、第１２条の８第１項第７号、同条第４項、第１９条の２及び労災則第１８条の３の２参照）。

労働者が通勤により被災し、障害年金又は傷病年金の第１級若しくは第２級（うち精神・神経障害又は胸腹部臓器障害）を受給する権利を有している者で、常時又は随時介護を要する者に対しては、介護給付として、介護補償給付と同一の内容の給付が行われる（労災法第７条第１項第３号、第２１条第７号、第２４条及び労災則第１８条の１４参照）。

※　この年報において、業務災害と特に表記のない介護補償給付は、介護補償給付（業務災害）と介護給付（通勤災害）の合算を表している。

ヲ　二次健康診断等給付

労働安全衛生法（以下、「安衛法」という）に基づく健康診断のうち、直近のものにおいて、血圧検査、血中脂質検査、血糖検査及びＢＭＩ（肥満度）の測定のすべての検査項目において、異常の所見があると診断された労働者に対し、医師による二次健康診断とその結果に基づく保健指導が給付される（安衛法第６６条、労災法第７条第１項第４号、第２６条及び労災則第１８条の１６参照）。

なお、二次健康診断等給付は、業務災害、通勤災害に関する保険給付ではない。

ワ　特別遺族給付金

石綿にさらされる業務に従事することにより、特定の疾病等にかかり死亡した労働者の遺族であって、時効により労災法による救済の対象とならない場合に、労働者の遺族に対して行われる給付で、その種類には、特別遺族年金と特別遺族一時金がある（石綿救済法第５９条参照）。

※　この年報においては、それぞれ遺族補償年金、遺族補償一時金に含めて集計するとともに、都道府県別及び業種別の支給件数・金額、特別遺族年金受給者数を別掲（年報第７－１８表，第７－１９表参照）している。

(ｲ)　特別遺族年金

労働者の死亡の当時、その収入によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、一定の年齢又は障害の要件（妻については、年齢又は障害の要件はない。）に該当する者がある場合に、これらの者のうち法定順位による最先順位者に対して支給されるが、その額は、遺族の人数の区分に応じ、下表のとおりである（石綿救済法第５９条第３項、第６０条及び同法施行令第１５条参照）。

遺族の数	給　付　の　額
１　　人	年２４０万円
２　　人	年２７０万円
３　　人	年３００万円
４人以上	年３３０万円

(ﾛ)　特別遺族一時金

特別遺族年金を受けることができる遺族がいないときに、1,２００万円が支給される（石綿救済法第６２条第１号及び同法施行令第１６条参照）。

また、特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に特別遺族年金を受けることができる遺族がなく、かつ、それまでに支給された額が1,２００万円に満たないときは、その差額が一時金で支給される（石綿救済法第６２条第２号参照）。

(4)　そ　の　他

イ　新規受給者数

当該年度にはじめて保険給付の支払いを受けた者の数をいい、新たに療養補償給付の支払いを受けた者及び療養補償給付の支払いを受けず葬祭料の支払いを受けた者の数を集計している。

なお、平成１８年度からは、新たに特別遺族給付金の支払いを受けた者を含めて集計している。

ロ　社会復帰促進等事業

労災保険においては、業務上又は通勤により傷病を負った労働者及びその遺族に対して各種の保険給付を行っているが、これと併せて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者やその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより労働者の福祉の増進を図ることを目的として、社会復帰促進等事業を行っている（労災法第２９条参照）。

ハ　特別支給金

社会復帰促進等事業には、「被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業」として特別支給金の支給がある。特別支給金は、保険給付に付加して支給されるものであり、その種類は、休業特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金、障害特別年金、障害特別一時金、遺族特別年金、遺族特別一時金、傷病特別年金の９種類がある（労災法第２９条第１項第２号、労働者災害補償保険特別支給金支給規則参照）。

ニ　支給制限

労働者が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたとき等の場合は、保険給付の全部又は一部の支給が制限される（労災法第１２条の２の２、第３４条第１項第４号、第３５条第１項第７号及び第３６条第１項第３号参照）。

ホ　費用徴収

(ｲ)　不正受給者等からの費用徴収

偽りその他不正な手段により保険給付を受けた者があるときは、その受けた保険給付に要した費用の金額の全部又は一部に相当する額が、その者から徴収される（労災法第１２条の３第１項参照）。

この場合において、事業主が虚偽の報告又は証明を行った場合は、その事業主は不正受給者と連帯して徴収金を納付しなければならない（労災法第１２条の３第２項参照）。

(ﾛ) 事業主からの費用徴収

事業主が故意又は重大な過失により保険関係成立の届出をしていない期間中や、保険料を納めていない期間中に業務災害や通勤災害が発生したり、事業主の故意又は重大な過失により業務災害が発生したりした場合、労働者に対し保険給付は行われるが、その保険給付に要した費用の全部又は一部は、当該事業主から徴収される（労災法第３１条参照）。

ヘ　第三者行為災害による求償

業務災害又は通勤災害が保険関係の外にある者（第三者）の加害行為によって生じた事故について、政府が保険給付をした場合に取得する損害賠償請求権に基づき行う損害賠償請求（労災法第１２条の４参照）。

３　その他

(1) 業種の表示について

業種（徴収則別表第１の労災保険率表に掲げる事業の種類）の表示について、一部の業種は名称を略して表示している。

(2)　船員保険の職務上疾病・年金部門の移換について

平成２２年１月１日に、船員保険の職務上疾病・年金部門が労災保険に移換され、移換前から船員保険において給付していた職務上疾病・年金給付のうち、労災保険において、労災保険の給付に相当する部分の費用の交付、将来の年金給付に必要な積立金の管理等を行うことになった（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成１９年法律第３０号）附則第４０条第１項参照）。

(3)　金額のみ計上されている項目について

支給決定後、年度をまたいでの変更等により当初決定額との差額が支給される場合、件数には計上されず金額のみ計上される場合がある。

(4)　追加給付の計上について

各保険給付の件数や金額には、毎月勤労統計の訂正等による追加給付分が含まれる。